		一般講習		
		第一種講師、第二種講師又は専門講師		
修了試問及び補習	講習の効果を判断するための修了試問及び所定の能力を有すると認められなかった者に対する補習	一時間		
自動車運送事業に関する法令	貨物自動車運送事業法、安全規則、道路運送車両法、自動車事故報告規則その他関連する政令、省令、告示及び通達	五時間		
道路交通に関する法令	道路法、道路交通法、労働基準法その他関連する政令、省令、告示及び通達			
運行管理の業務に関すること	最新の情報に基づく運行管理の実務			
自動車事故防止に関すること	事故事例に基づく事故防止対策			
自動車運転者の指導及び監督に関すること	最新の情報に基づく運転者の指導及び監督の内容及び手法			
その他運行管理者として必要な事項	交通事故統計等による事故発生状況の把握等			
修了試問及び補習	講習の効果を判断するための修了試問及び所定の能力を有すると認められなかった者に対する補習			
		特別講習		
		第二種講師又は専門講師		
自動車運送事業及び道路交通に関する法令並びに運行管理の業務に関すること	貨物自動車運送事業法、安全規則、道路運送車両法、自動車事故報告規則その他関連する政令、省令、告示及び通達、運行管理者の制度の趣旨及び内容並びに運行管理者の日常業務	二時間		
自動車事故防止のために特に必要な自動車運転者の指導及び監督に関すること	速度違反の防止等自動車事故防止のため特に必要な安全規則に基づく指導監督指針による運転者の指導及び監督の内容及び手法	一時間		
自動車事故に係る生理的及び心理的要因に関すること	飲酒、疲労、疾病等の要因が生理及び心理に及ぼす影響を踏まえた事故防止に関すること	二時間		
適性診断の結果の運行管理の業務への活用に関すること	事例を用いた適性診断の結果の評価方法及び活用方法	二時間		
事故事例の分析に基づく運行管理上の要因の発見及び事故防止対策の立案に関すること	事故事例の分析に基づく運行管理上の要因の発見及び事故防止対策の立案の手法等	二時間		

事故事例の分析に基づく自動車事故防止に関するグループ討議	事故事例の分析に基づく自動車事故防止に関するおおむね三名以上十名以下のグループにおける討議による演習	三時間
修了試問及び補習	講習の効果を判断するための修了試問及び所定の能力を有すると認められなかった者に対する補習	一時間

備考

この表において、時間の欄の一時間とは、講習時間が正味五十分以上のものをいい、一日の講習時間は正味六時間を超えないものとする。ただし、この時間の欄の時間は、最低時間であって、一日の講習時間を超えない限度において、最低時間以上講習を実施することを妨げるものではない。

別表第二（第六条関係）

研修内容	時間
自動車運送事業者の運行管理の現場における運行管理者の実務についての実習	三時間
指導及び監督における適性診断の結果の活用方法、当該結果から抽出すべきポイント並びにこれに基づく指導及び助言の手法の習得	四時間
講義において必要とされる手法及びテクニック等の習得	三時間
講義形式の実習	四時間

備考

1　運行管理者として選任された者であって、運行管理の実務の経験がある者にあっては、自動車運送事業者の運行管理の現場における運行管理者の実務についての実習を省略することができる。

2　国土交通大臣が認定する適性診断のカウンセラーの経験がある者にあっては、指導及び監督における適性診断の結果の活用手法、当該結果から抽出すべきポイント並びにこれに基づく指導及び助言の手法の習得を省略することができる。

3　講義を行った十分な経験がある者にあっては、講義において必要とされる手法及びテクニック等の習得並びに講義形式の実習を省略することができる。

4　この表において、時間の欄の一時間とは、研修時間が正味五十分以上のものをいい、一日の研修時間は正味六時間を超えないものとする。

別表第三（第六条関係）

研修内容	時間
事故事例の分析の結果に基づいて行うグループ討議による事故事例研究等の手法の習得	四時間
自動車事故における生理的及び心理的な要因	二時間

備考

この表において、時間の欄の一時間とは、研修時間が正味五十分以上のものをいい、一日の研修時間は正味六時間を超えないものとする。